平成２４年（フ）第１９７８号
札幌市白石区栄通10丁目７番15号　第３稲津産業ハイツ10号
債務者　中山　智恵
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１９８３号
札幌市東区北39条東６丁目３番11―201号
債務者　渡辺　直子（旧姓斎藤）
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２０１５号
札幌市手稲区手稲本町１条１丁目４番22―801号
債務者　黒谷　文彦
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２０１７号
札幌市清田区清田８条３丁目３番11号
債務者　本間　　忠
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２０３０号
札幌市東区伏古７条４丁目３番15号
債務者　平田　昌嗣
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２０５９号
札幌市豊平区平岸３条10丁目５番13号　ローヤルハイツ南平岸Ｃ―203号
債務者　斎藤　誠治
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２１００号
札幌市南区澄川４条２丁目10番１―312号
債務者　野呂田啓子
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２１３８号
札幌市白石区北郷１条１丁目１番11―203号
債務者　草分　芳明
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２１３９号
札幌市白石区北郷１条１丁目１番11―203号
債務者　草分小夜子
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２１５０号
札幌市北区北21条西４丁目１番31―205号
債務者　西澤　勝男
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２１５１号
札幌市手稲区星置１条４丁目３番７―206号
債務者　小松　宗美（旧姓鶴岡）
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２１５４号
札幌市白石区菊水３条３丁目１番14号　エステート木林101号
債務者　福森美佐子
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２１５５号
札幌市西区発寒10条２丁目１番22―202号
債務者　齋藤　立美
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２１６４号
札幌市東区北44条東14丁目３番15―202号
債務者　秋元　一城
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２１９５号
札幌市北区篠路４条８丁目８番６号　ミモレ篠路
債務者　吉崎まさ子
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２２０６号
札幌市白石区栄通７丁目７番10号　松風荘２号
債務者　小野　孝俊
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２２０７号
札幌市白石区栄通７丁目７番10号　松風荘２号
債務者　小野　千里
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで　札幌地方裁判所民事第４部